



市では、保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の心身の健やかな成長を推進するため、食物アレルギーのため学校給食の提供を受けず、弁当を持参する児童及び生徒の保護者に対し、助成金を交付します。

この助成金の交付を受けるためには、毎年、申請を行う必要があります。

## 1 交付対象者（申請可能な方）

市公立小中学校に在学し、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に、食物アレルギーに関する医師の証明があり、次の（１）（２）のいずれかに該当する児童生徒の保護者。

- （１）食物アレルギーのため、学校給食において完全弁当対応をする児童等の保護者
- （２）食物アレルギーのため、一部代替おかず等を持参対応する児童等の保護者  
牛乳のみの場合は、助成の対象となりません

## 2 助成金の額

代替弁当等を持参した回数に対し、１食あたり下に記載の単価を支給します。

区分	（１）完全弁当対応の場合	（２）代替おかず等を持参した場合
小学生	３８０円	１９０円
中学生	４２０円	２１０円

（例）小学生の児童が代替おかずを年間４５回持参  
 $45回 \times 190円 = 8,550円$  （助成金額） $8,550円$   
持参した回数は、各小中学校において確認等を行います。

## 3 助成金の交付時期

助成金の交付は、翌年度に一括して交付します。学校より別途案内があります。

## 4 申請方法

本助成金の申請をされる場合は、申請書類をお渡しいたしますので学校にお申出ください。  
申請書は児童生徒一人ごとに必要事項を記入し、学校へ提出してください。  
申請内容を審査し、学校を通じて「交付」または「不交付」を通知します。

## お問い合わせ先

### ○申請等に関すること

お子さまの在学している（する予定の）学校

### ○制度内容や審査結果等に関すること

南相馬市教育委員会事務局 学校教育課

0244-24-5283